第千六百五十六号

平成十八年 四月十日

日

曜

月

名

称

所

在

地

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

(有)中沢薬局甲西店 細田眼科医院 甲斐市長塚十二の 南アルプス市荊沢二百五十二の

公 告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止

ビス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、 次の指定居宅サ

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

平成十七年三月二十八日付け号外第十三号中......

般競争入札について......三〇五

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止.......

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (九件).................................三〇三

公安委員会

目

次

示

杉本歯科医院	介護事業所社協甲西訪問南アルプス市	小石沢医院	小石沢医院	小石沢医院	名
医院	新訪ス問市	院院	院院	院院	称
原一五九七番上野原市上野	番地場三二三南アルプス市	号丁目五番二八都留市田原二	号丁目五番二八都留市田原二	号丁目五番二八都留市田原二	所
九市上	場プラ	五 巾 番 田 一 盾	五 巾 番 田 一 盾	五 巾 番 田 一 盾	在
番野	三令		, · · —	<i>,</i> , —	地
0二七	一九七一六〇〇	二 九 八 一 〇 〇	二九 — 00	二 九 八 一 〇 〇	番 号 号
し) 訪問看護 (みな	訪問介護	導(みなし)居宅療養管理指	し) ーション (みな	し) 訪問看護(みな	サービスの種類
三十日平成十七年四月	二十八日平成十七年四月	三日平成十七年四月	三日平成十七年四月	三日平成十七年四月	廃止年月日

医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年四月十日

結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した

山梨県告示第二百四十四号

告

示

山梨県告示第二百四十五号

細田眼科医院

甲斐市長塚十二の

名

称

所

在

地

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 医療を

二九九

第千六百五十六号 平成十八年四月十日

Щ

梨 県

公

報

山 梨 県 公 報 第千六百五十六号 平成十八年四月十日

	古川眼科医院	山行記獲月	市川大門町立	<u>ម</u>	みさき薬局都	所健康保険診療	は、おかわり	ケアセンター	培山市	ЦΙ	外科 医院 路		いちかわ	支援事業者 指定居宅介護 高	所	通所介護事業 おりません	5 所(所(「 「 「 「 「	建東保険診療
	院 山梨市小原西	三六〇番地一		号]		一番地一			田四三三番地		形 丁目一番一号	_	番地 大門町四一六 一一六	護 広瀬六二三番 一地 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		新 番地 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次		寮一町上野二七三民 一西八代郡三珠
	九 0 100		一九一〇六一〇		九四 0	五ナ			三四九〇三一〇	\neg	六七五〇一一四	- L -)	一九五〇六八〇	〇 二 四 一 八 〇		二ナセンテン		五九一〇六一〇
: : : :	訪問看護	道	居宅療養管理指	į	- 居宅療養管理指	導足系統養管理指			護り、対対の対象を対しています。	豆月乀斤寮豪丫	護期入所療養介		ー ション	ー ション		追 月 介 言		ーション
	平成十七年十月	= + E		Ξ Η Ε		三平月十七年十月		: 平成十七年九月	三平月十七年ナ月	-	三十日十七年九月		三十日	三十日		三平局日十七年		三十日 平成十七年九月
	t	ト ごス Z ノタ	見 グ 計 事 美 角	力工程的 大和村指定訪	所記して記事業	方明	ン 護ステー ショ りョ		療所 村歯科診		病院 勝沼町立勝沼	事業所	訪問入浴介護 塩山市社会福	イション	スノーケア・	古川眼科医院	古川眼科医院	
	地村田里七十	東山梨郡大和	地村田里七十			三四九番地一塩山市上於曽	九七七番地五		一七番 也二 中 机 积 和 积 和 积 和 积 和 和 和 和 大 和	番地	野勝沼九五〇 東山梨郡勝沼		三四九番地一	九七五三番地村大五三番地	化注节頁玉叮	二三八番地山梨市小原西	二三八番地山梨市小原西	二三八番地
	C J J	- 九七〇四〇〇	C J J	00回017		一九七○三○○○二四	○○ 九六○三九○		- 九三 九三〇四 〇		三〇五〇四一〇		- 九七〇三〇〇	— - 六	-	三00	三九 〇 〇 〇 〇	1100
		通所介護		訪問介護		訪問介護	訪問看護		訪問看護(みな		し) 訪問看護 (みな		訪問入浴介護		方問个蒦	導(みなし)居宅療養管理指	お問リハビリテ	
)	E	平成十七年十月	= - E	平成十七年十月		三十一日平成十七年十月	三十一日平成十七年十月		三十一日平成十七年十月		三十一日平成十七年十月		三十一日平成十七年十月	<u>-</u> 3 十 5 日 - 4 - 5	平戊十七丰十月	十六日平八月	十六日平成十七年十月	十六日

Щ

	院加	医院	韮崎	医院韮	医院韮	医院韮	ク長リ田	ク長ロ田	ク長	わか	真田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	営塩	Г
	院加納岩総合病	医療施設	東ヶ丘病	医療施設 院介護療養型 韮崎東ヶ丘病	医療施設 院介護療養型 正病	医療施設 院介護療養型 並崎東ヶ丘病	クリニック長田産婦人科	クリニック長田産婦人科	クリニック長田産婦人科	かば薬局	真田歯科医院	営大藤診療所塩山市国保直	
	地川一三〇九番山梨市上神内		韮崎市穂坂町	六番地 宮久保一二二 韮崎市穂坂町	六番 地 宮久保 一二 一 正 町	六番地 宮久保一二一 韮崎市穂坂町	丁目一番七号	丁目一番七号甲府市相生二	丁目一番七号甲府市相生二	三号二七番一甲府市国母八	番地 一九七	野一三番地一塩山市上粟生	
	二七五 〇二二 〇	六二 (二九 二 〇 九 〇	- 九 - 〇九 - 〇 - 六 - 〇	二九一〇九一〇 九一〇九一〇	- 九一〇一〇二	-九-〇-〇二	- 九一〇一〇二	四九一〇一二二	三四七	- 九七〇三〇〇	
	護期入所療養介	護り	短期入所療養介	導(みなし)居宅療養管理指	し) - ション (みない)	あ問看護 (みな	導(みなし) 居宅療養管理指	し) ー ション (みな	訪問看護(みな	導(みなし)居宅療養管理指	導(みなし)居宅療養管理指	導(みなし) 居宅療養管理指	
	月三十日平成十七年十一	月三十日	平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月三十日平成十七年十一	月二十八日平成十七年十一	月二日平成十七年十一	三十一日平成十七年十月	
										護 ●			_
— 社 協	南所介ア	社南協ア	所:	介社南護協ア	所介社南護協ア	甲府	援定富 事居士	名	平	護 ① ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	のセデ 郷ンイ	ム <i>ク</i> 南 J	ーブレ

の郷 デイサービス	ム南部の郷 ガルー プホー
八番地一町南巨摩郡南部	八番地一町南三摩郡南部
一九七〇七〇〇 六五二	九七〇七〇〇
通所介護	同生活介護認知症対応型共
月三十日平成十七年十一	月三十日

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止

^暇支援事業所から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条の規定により、次の指定居宅介

·成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

所 (対議 支援 事業 大調 では では では では では では では では では では	所 前護支援事業 対協八田居宅	所 対護支援事業 対別の 対別の 対別の 対別の 対別の 対別の 対別の 対別の	甲府共立病院	援事業所 富士吉田市指	名称
番地一ハーニー	七番地 野牛島二七二 コンス市	番地・オープス市・オープス市・オープス市・オープス市・オープス市・オープス市・オープス市・オープ	目九番一号	番地 吉田一八七七 古田市下	所 在 地
一九七一六〇〇	- 九七 - 六〇〇	- 九七 - 六〇〇 〇三四	八一 二 二 〇 —	- 九七二二〇〇	介護保険事業所
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	サービスの種類
三十日平成十七年四月	三十日平成十七年四月	三十日平成十七年四月	三十日平成十七年四月	—日 平成十七年四月	廃止年月日
	番地一 〇五九 居宅介護支援	The image	The image	田府市宝一丁 一九一〇一一一 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六〇〇 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六〇〇 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六〇〇 居宅介護支援 一五七一六〇〇 居宅介護支援 田下ルプス市 一九七一六〇〇 居宅介護支援 一五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	 番地 一九十二二○○ 居宅介護支援 日九番一号 一九十二六○○ 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六○○ 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六○○ 居宅介護支援 南アルプス市 一九七一六○○ 居宅介護支援 「日本介護支援 「日本介護 「日本介護 「日本介護 「日本介護 「日本介護 「日本介護 「日本介護 <li< td=""></li<>

ももくら	祉協議会 塩山市社会福 社会福祉法人	選ステー ショ塩山市訪問看	事業所居宅介護支援会福祉協議会	三 珠 町	いセンター	市川大門町	介護支援事業
二番地一 下和田二一三 三 大月市七保町	三四九番地一	九七七番地五塩山市上於曽	番地 大門町四一六 西八代郡市川	四番地二 町上野二七一 西八代郡三珠	番地 町岩間四三八 西八代郡六郷	〇番地三 大門町一七九 西八代郡市川	番地八
一九七一四〇〇	- 九七〇三〇〇	- 九六〇三九〇	一九七〇六〇〇 〇八四	- 九七〇六〇〇	一九七〇六〇〇	- 九七〇六〇〇 〇五〇	
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	
月三十日平成十七年十一	三十一日平成十七年十月	三十一日平成十七年十月	三十日 平成十七年九月	三十日平成十七年九月	三十一日平成十七年七月	一日 平成十七年七月	

保安林予定森林の所在不分明通知

は所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲 いて通知 (平成十七年十一月十四日付け治山第八百十一号の三)をしたところ、次の者 示したので、その要旨を次のとおり公告する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により保安林の指定につ

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所
登記済みの権利者は
備考

二 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 字間明野原六五六二・六五六三 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及 次のとおりとする。

保安林指定予定告示

び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成十七年十一月十七日山梨県告示第六百号

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社伊藤工務所
- 2 主たる営業所の所在地(西八代郡市川三郷町岩間二千二百二十九番地
- 代表者の氏名 佐飛忠則
- 許可番号 山梨県知事許可(般 |三)第|00|号

四三 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

 $\overline{\mathcal{H}}$ た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和1 一十四年法律

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十八年三月十六日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社新府建設

2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町七千八百四番地

代表者の氏名 戸嶋幸雄

許可番号 山梨県知事許可(般 | 二) 第二 四八号

兀 道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業 ほ装工事業、内装仕上工事業及び水

五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止 した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十八年三月二十日

= 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

梶原左官工業

2 主たる営業所の所在地
富士吉田市上吉田三千七百五十一番地三

代表者の氏名 梶原松次

許可番号 山梨県知事許可(般 | 三)第六|四三号

兀 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実(平成十八年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十八年三月六日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社タナカ設備

2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町尾山三百二十三番地

代表者の氏名 田中三男

五四三 許可番号 山梨県知事許可 (般・特 一七)第六六七八号

処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年四月十日

Щ 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十八年三月二十七日

| 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社アイティーオー

2 主たる営業所の所在地 甲府市国母二丁目四番三号

代表者の氏名 伊東誠

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第七〇一八号

兀 処分の内容 建築工事業、 大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止し

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 柳澤塗装店
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田千四百四十七番地五
- 代表者の氏名 柳澤保彦
- 許可番号 山梨県知事許可(般 |三)第八四二二号
- 事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し た旨の届出があった。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年三月十三日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 宝家
- 2 主たる営業所の所在地 大月市賑岡町強瀬百八十番地二鈴木アパートC室
- 代表者の氏名 平井一雄
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四) 第八五六二号
- 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年四月十日

Щ

梨

県 公 報

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

第千六百五十六号

平成十八年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年三月二十七日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 渡辺組

2

- 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立四千八番地七
- 3 代表者の氏名 渡邉昌夫
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一五) 第八五九九号
- 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

兀

Ξ

五

した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年四月十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- 商号 株式会社ネットワーク
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田千五百七十六番地二十七
- 3 代表者の氏名 金丸美奈子
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八八六〇号

Ξ

- 兀 処分の内容 とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消
- た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

五

公安委員会

一般競争入札について

•

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも のである。 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十八年四月十日

一般競争入札に付する事項 山梨県警察本部長

篠

原

寬

1 借入物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー 一式

借入物品等の仕様等

2

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

借入場所 平成十八年七月一日から平成二十五年六月三十日まで

4

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

二 一般競争入札の参加資格

- 1 することができる者であること。 必要な資格等(平成十八年山梨県告示第百九十四号)の一に定める競争入札に参加 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ

三 入札手続等

1 郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 山梨

県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画係 電話〇五五 二六二 〇〇八二

2 入札説明書の交付方法

午前九時から午後四時まで (正午から午後一時までの間を除く。) の間に、三の1 年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、 の交付場所において交付する。 この公告の日から平成十八年五月十日までの山梨県の休日を定める条例 (平成元

3 入札及び開札の日時並びに場所

平成十八年五月二十五日午後一時三十分

山梨県笛吹市石和町市部五百五十五番地 笛吹警察署一階小会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

の四)に必着すること。 務・企画係 (郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地 平成十八年五月二十四日午後一時までに山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶

5 入札の無効

られる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年 する入札は、無効とする 山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第百二十九条各号のいずれかに該当 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、 入札者に求め

落札者の決定方法

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 あって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者で

その他

1

兀

契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

3

契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 入札者に求められる事項

すことを証明する書類を三の1の場所に平成十八年四月十七日から同年五月十五日 ればならない。 での間を除く。 までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで(正午から午後一時ま この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満た)に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなけ

5 契約書作成の要否

6 長期継続契約

九十号)に基づく長期継続契約である。 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県 翌年度以降において当該契約に係る予算の

減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

ァ その他

詳細は、人札説明書による。

Summary

- Nature and quantity of the products to be procured X-ray Micro Analyzer, 1 Set
- 2 Date and time for tender 1:30PM May 25,2006
- 3 Bureau in charge

General-affairs Section, Forensic Science Laboratory, Criminal Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 312-4 Kubonakajima Isawa-cho Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0036 Japan TEL055-262-0082

日 謡

ページ	段	〕	맽	범

係規則の整備等に関する規則)平成十七年三月二十八日山梨県規則第二十九号(指定管理者制度の導入等に伴う関

四代	괵	<	改め	- に改め、「別表第一」	一を「別表
ĦП	回	第二号様式を一行目の前に次の			

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千六百五十六号
丁目六番一号	平成十八年四月十日
印刷所	十日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	三〇八